

千葉県水道局中期経営計画 2011 進行管理方針
〔外部評価〕

平成23年5月
(平成24年5月17日一部改正)

千葉県水道局管理部総務企画課

1 趣旨

本方針は、「千葉県水道局中期経営計画 2011」(平成 23 年 4 月策定。以下「計画」という。)に基づき実施する施策・事業(以下「施策等」という。)の実績等を評価することにより、計画の適切な進行管理を行おうとするものである。

施策等の内容と実績等の評価結果を分かりやすく公表することにより、お客様への説明責任を果たし、お客様の水道に対する理解や協力を深めることにつなげることを目的とする。

なお、評価は、計画に定める実施機関及び内部評価機関による「内部評価」と、第三者評価機関による「外部評価」により実施されるものであるが、ここでは外部評価の進行管理方針について定めるものとする。

2 進行管理体制

進行管理は、下記の評価体制により行うものとする。

(1) 内部評価

施策等担当課が「千葉県中期経営計画事業等進行管理総括表(案)」(以下「進行管理総括表」という。)の策定及び施策等の実施状況等の自己評価を行い、政策調整会議において当該自己評価に対する評価を行う。

(2) 外部評価

第三者評価機関は、学識経験者、ライフライン、消費者代表及び大口需要者等の有識者により構成された評価機関(以下「外部評価委員会」という。)とし、内部評価結果の評価を行う。

3 評価の項目等

評価に当たっては、内部評価における各項目の評価の妥当性を評価項目として設定する。

評価の視点を下表のとおり設定する。

評価項目	評価の視点
「達成状況、成果、今後の進め方」についての評価の妥当性	内部評価が適切かつ十分に行われているか

評価項目の設定対象は基本的に主要施策とするが、達成状況については主な取組を対象とする。

また、計画期間満了後(平成 28 年度)の評価は、5 か年間の実績等を総括することとし、最終年度(平成 27 年度)実施分の評価は行わない。

4 評点

施策評価における外部評価の評点は、下記により行うものとする。

- A：妥当である
- B：概ね妥当である
- C：不十分である

5 評価作業

「千葉県水道局中期経営計画 2011 進行管理方針〔内部評価〕」により作成した別紙様式1「施策評価調書（主要施策別）」及び別紙様式2「施策評価調書（基本目標別）」に基づき内部評価結果の評価を行う。

6 各作業の実施予定期間

作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
担当課における施策評価調書の作成 (23年度の実施状況の把握・自己評価)																								
担当課作成の施策評価調書に対するヒアリング																								
総務企画課(政策室)による施策評価調書 (基本目標別)の作成																								
政策調整会議(内部評価機関)による評価及び 評価結果まとめ																								
外部評価委員会開催 (外部評価の実施(2回程度開催))																								
外部評価を踏まえた局内の方針決定																								
外部評価委員会開催 (評価最終確認・24年度進行管理総括表の報告)																								
評価結果の公表																								
25年度事業内容の決定																								
外部評価委員会開催 (25年度事業予定・進行管理総括表の報告)																								

7 評価結果の活用

評価結果については、公表するとともに、予算編成や計画の見直しなどにおいて、積極的に活用する。